

制定 平成 14 年 11 月 12 日	定 款	改訂 令和 2 年 1 月 10 日
		基本規程

株式会社 フルッタフルッタ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社フルッタフルッタと称し、英文では FRUTA FRUTA INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 果実のピューレの輸入及び販売
2. 果実、乾燥種子の輸入及び販売
3. ジュース、コーヒー、ココア等の飲料の製造及び販売
4. チョコレート、ゼリー、アイスクリーム、砂糖菓子等の菓子の製造及び販売
5. 飲食店の経営
6. 植林と農作物の栽培を組み合わせた土地の有効利用に関する情報の提供
7. 二酸化炭素等の温暖化ガス排出権の売買及びその仲介
8. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、779万8516株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 779万8516株
A種種類株式 584万8887株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 A種種類株式

(A種種類株式)

第11条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。

2. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、第11条の4第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）

$$A種優先配当年率 = \text{日本円 TIBOR (6か月物)} + 2.5\%$$

「日本円 TIBOR (6か月物)」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR (6か月物) が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在の Reuters 3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円 TIBOR (6か月物) に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、

1 年を 3 6 5 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

（3）非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 7 5 8 条第 8 号ロ若しくは同法第 7 6 0 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 7 6 3 条第 1 項第 1 2 号ロ若しくは同法第 7 6 5 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（4）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本号に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第 2 号に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第 2 号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が A 種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る A 種優先配当年率で、1 年毎（但し、1 年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 3 6 5 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 1 1 条の 4 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。

3. 残余財産の分配

（1）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 1 1 条の 4 第 2 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び第 3 号定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（2）非参加条項

A 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

（3）日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 2 項第 2 号

に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

4. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2022年1月10日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

東京証券代行株式会社

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償

還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の3 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(優先順位)

第11条の4 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

2. A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(種類株主総会)

第17条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
5. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

施行	平成14年11月12日
改訂	平成15年8月26日より一部改訂
改訂	平成16年6月28日より一部改訂
改訂	平成16年7月6日より一部改訂
改訂	平成17年6月29日より一部改訂
改訂	平成18年6月28日より一部改訂
改訂	平成23年7月1日より一部改訂
改訂	平成26年6月27日より一部改訂
改訂	平成26年10月2日より一部改訂
改定	令和元年6月25日より一部改訂
改定	令和2年1月10日より一部改訂